

平成22年（2010年）7月22日

第31回広島市都市計画審議会
議事録

事務局

都市整備局都市計画課

第31回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成22年(2010年)7月22日 午後2時00分

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 生田文雄 藤原章正 福田由美子 三浦浩之 大倉克子 福田昌則
米田輝隆

イ 市議会議員 海德 貢 都志見信夫 土井哲男 橋本昭彦 平野博昭 柳坪 進
米津欣子

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 島田淳次

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課長 井本雅之

オ 市民委員 吉岡恭子 児玉 学 平木 薫

以上 19名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 青竹美佳

(3) 傍聴人

一般 1名

報道関係 2名

4 閉 会 午後3時30分

第31回広島市都市計画審議会

平成22年(2010年)7月22日

○事務局（佐名田都市計画担当部長） それでは、お揃いになりましたので、ただ今から、第31回広島市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、都市計画担当部長の佐名田でございます。よろしくお願いたします。

審議に入ります前に、本審議会の委員の改選について、御報告申し上げます。

お手元の配布資料で、資料1として配席表を、それから資料2といたしまして「広島市都市計画審議会名簿」をお配りしております。

学識経験者委員及び市民委員につきまして、本年6月11日で委員の任期が満了となりまして、6月12日から新しい委員に就任いただいておりますので、その方々を御紹介いたします。

まず、学識経験者委員の都市計画関係の委員といたしまして、生田文雄様でございます。

続きまして、水産関係の学識経験者委員として、米田輝隆様でございます。

学識経験者委員のうち、ただ今御紹介させていただきました以外の6名の方々には、引き続き、委員に御就任いただいております。

次に、公募の市民委員といたしまして、児玉 学様でございます。

平木 薫様でございます。

ありがとうございます。

児玉様は、前回に引き続いての選出となっております。

また、市民委員のうち、団体推薦の吉岡恭子様には引き続き、委員に就任いただいております。

ありがとうございます。

以上が、任期満了に伴う、新たな委員になられた方々でございます。

次に、県の職員の委員として、広島県警察本部交通部長に就任いただいておりますが、人事異動によりまして、藤川富雄様が就任されておられます。

なお、本日は都合により、代理として、交通規制課長の井本様に御出席をいただいております。

ります。

ありがとうございます。

以上で、委員の改選の報告を終わらせていただきます。

それでは、今回の委員の改選によりまして、新たに会長及び副会長を選出する必要がございます。

資料3としまして、お手元にお配りしております「広島市都市計画審議会運営要綱」を御覧ください。

この第5条により、「会長は、会議の議長となる。」とありますが、会長が選出されるまでの間、僭越ではございますが、事務局の方で議長を務めさせていただきます。

本日御出席いただいております委員の方々は、19名でございます。定足数に足りておりますので、本日の審議会は成立しております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指名させていただきたいと思っております。

本日の署名は、福田昌則委員様、橋本委員様をお願いいたしたいと思っております。

それでは、会長及び副会長の選出に入りたいと思っております。

会長の選出方法につきまして、都市計画課長より説明させていただきます。

○事務局（田邊都市計画課長） 都市計画課長の田邊でございます。よろしく願いいたします。

それでは、会長の選出方法につきまして、御説明をいたします。

資料4として、お手元にお配りしております「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」を御覧ください。

第4条に規定されている会長でございますが、「学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。」とあります。

したがって、当審議会の会長は、学識経験者の8名の中から委員の選挙により御選出いただくこととなります。

選出の方法といたしましては、資料3の「広島市都市計画審議会運営要綱」第2条により、「会長及び副会長の選挙は、出席した委員による指名推薦又は無記名投票の方法によって行うものとする。」とあります。

以上です。

○事務局（佐名田都市計画担当部長） それでは、ただ今、説明がございましたけれども、会長でございますが、これまでの慣例に従いまして、指名推薦の方法で選出するというようにさせていただきたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○事務局（佐名田都市計画担当部長） よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

異議がないようでございますので、会長は、指名推薦の方法で選出することにいたしたいと思っております。

それでは、どなたか御推薦をお願いいたしたいと思っております。

○大倉委員 前会長の藤原委員さんが再選されているようなので、引き続き、今年度もお願いしたらいいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（佐名田都市計画担当部長） ありがとうございます。

ただ今、藤原委員さんを御推薦する旨の御発言がございました。

いかがでございましょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○事務局（佐名田都市計画担当部長） よろしゅうございますでしょうか。

それでは、異議がないようでございますので、会長は藤原委員さんに決定させていただきます。

会長が決まりましたので、議長を藤原会長に交代いたしたいと思っております。

それでは、藤原会長さん、よろしくをお願いいたします。

○藤原会長 ただ今、会長の大役を仰せつかりました広島大学の藤原でございます。大変微力ではございますが、また、僭越ではございますが、引き続き、どうぞよろしくお願い

いたします。

それでは、早速でございますが、副会長の選出に入らせていただきたいと思います。

副会長の選出方法につきまして、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（田邊都市計画課長） それでは、副会長の選出方法につきまして、御説明いたします。

資料5として、お手元にお配りしております「広島市都市計画審議会条例」を御覧ください。

この条例の第5条第3項に「審議会に副会長2人を置き、委員の選挙によってこれを定める。」と規定しております。

また、同条第4項により、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代行する。」と規定しております。

また、選出の方法ですが、資料3の「広島市都市計画審議会運営要綱」第2条により、会長と同様に、「出席した委員による指名推薦又は無記名投票の方法によって行うものとする。」とあります。

以上でございます。

○藤原会長 ただ今、事務局から御説明いただきましたけれども、副会長の選出につきまして、会長の補佐及び職務を代理する場合もあることから、会長と同様に学識経験者の方々の中から選出することが好ましいと考えられます。

副会長は、これまでの慣例に従いまして、学識経験者の中から指名推薦の方法で選出をするということではいかがでございましょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 ありがとうございます。

異議がないようでございますので、副会長お二方につきましては、学識経験者の中から選出することにし、指名推薦の方法で選出することにします。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

○福田由美子委員 お一方は、高東前副会長の後任になられます生田委員さんをお願いしたいと思います。

もうお一方は、前回に引き続き、三浦委員さんをお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○藤原会長 ただ今、生田委員及び三浦委員を御推薦いただく旨、御発言をいただきました。

いかがでございましょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 それでは、異議がないようでございますので、副会長は、生田委員さんと三浦委員さんに決定させていただきたいと思います。

また、条例第5条第4項によりまして職務を代理する順序を決める必要がありますので、まず、生田委員さん、次いで、三浦委員さんとさせていただきたいと存じます。

それでは、生田委員さん、三浦委員さん、副会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

○藤原会長 続きまして、本日の議案及び議案の取扱いにつきまして、事務局より説明があります。

○事務局（佐名田都市計画担当部長） それでは、本日の議案についてでございますが、先に開催通知でお知らせしておりますとおり、4つの議案がございます。

第1号から第3号議案は、新白島駅に関する案件で、第1号議案が「都市高速鉄道の変更」、第2号議案が「道路の変更」でございます。これら2つの議案は、いずれも広島市決定の案件でございます。

次に、第3号議案は、「道路の変更」についての案件でございます。広島県決定でございます。

次に、第4号議案は、「広島市の都市計画に関する基本的な方針の改定」についての案件

でございます。

次に、議案の取扱いにつきまして、今回より変更いたしておりますので、その内容を都市計画課長より説明させていただきます。

○事務局（田邊都市計画課長） まず、議案書の1ページを御覧ください。

これまで、全ての案件を諮問案件としてきましたが、今後は、案件の性格をより明確にするため、第1号及び第2号議案の都市計画決定のように審議会の議決が必要な案件を「付議案件」とし、第3号議案の広島県決定に係る本市への意見照会や第4号議案のように計画策定に係る審議会への意見を求めるものについては、「諮問案件」とします。

次に、付議案件の議決方法ですが、会長が議案について異議の有無をお諮りし、異議がない場合は、会長が原案どおり可決する旨を宣言します。異議がある場合は、議案に賛成する委員に挙手を求め、挙手の多少により可否の結果を宣言することにします。

諮問案件につきましては、これまでと同様に議案について意見の有無をお諮りします。
以上でございます。

○事務局（佐名田都市計画担当部長） それでは、説明は以上でございます。

藤原会長さん、よろしく願いいたします。

○藤原会長 それでは、これより審議に入りたいと思います。

先ほど御紹介いただきました第1号から第3号、この議案につきましては、相互に関連する案件ということでありますので、一括して審議させていただきたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（田邊都市計画課長） それでは、「第1号議案 都市高速鉄道の変更」、「第2号議案 道路の変更」、「第3号議案 道路の変更に係る意見照会」について説明いたします。

議案書は3ページから29ページまでですが、前面のスライドにより説明いたします。
ここからは着席して説明させていただきます。

まず、「第1号議案 都市高速鉄道の変更」について説明いたします。

本件は、広島市決定に係る案件です。

本案件は、都市高速鉄道 広島新交通1号線について都市計画変更を行うものです。

都市高速鉄道 広島新交通1号線は、本通駅から広域公園前駅に至る延長約18.7kmの路線であり、この路線の区域に新白島駅の区域の追加を行うものです。

それでは、最初に、新白島駅の事業概要について説明いたします。

これは、新白島駅を設置する予定の白島地区の現況写真です。写真中央の広い道路が国道54号で、手前側が紙屋町方面となります。

国道54号の中央部を南北に走る赤色の線がアストラムラインです。

また、奥に東西に走る緑色の線が山陽新幹線、青色の線がJR山陽本線です。

次に、施設配置について説明いたします。

新白島駅は、公共交通の広域的なネットワークの強化や都心部への公共交通アクセスの強化を図るため、JR山陽本線と広島新交通1号線が交差する白島地区に双方の新駅を設置し、両新駅を連絡通路で結ぶものです。

このうち、アストラムライン新駅及び連絡通路について都市計画変更を行うものです。

新駅の利用者ですが、JR新駅が1日当たり約2万人と予測しており、広島市内では、広島駅、横川駅、五日市駅に次いで4番目に利用者の多い駅となります。

また、アストラムライン新駅の利用者は1日当たり約1万人と予測しており、これは、大町駅と同程度の利用者であり、本通駅、県庁前駅に次いで3番目に利用者の多い駅となります。

これは、縦断図です。

アストラムライン新駅は、アストラムラインが地下区間から高架区間に移行する場所に位置し、ホームが地下、駅コンコースが地上となります。

また、JR新駅が高い位置に設置するため、連絡通路は、階段、エスカレーター、エレベーターで接続することにしております。

これは、新白島駅の完成イメージですが、新駅のデザインについては今後コンペを行い、最終的なデザインを決定する予定です。

次に、新白島駅の検討経緯について説明いたします。

まず、関係機関との協議ですが、平成15年11月に、JR西日本、広島高速交通株式会社、中国運輸局、中国地方整備局、広島市の5者で「JR白島新駅設置検討協議会」を設置し、新駅の位置・構造、事業手法等の検討を行ってきました。

その後、この協議会において検討を重ね、平成22年2月に新駅の位置・構造、事業手法等について合意に至りました。

次に、地元住民及び議会での動きですが、平成20年2月には、白島地区社会福祉協議会から市長へ新駅設置の要望書の提出がありました。

また、同時期にアストラムライン沿線の学区の社協や商工会等から市議会へ新駅設置の請願の提出がありました。

この請願につきましては、平成22年3月に、市議会において採択されております。

このような状況から、事業化に向けて今回、都市計画決定を行うものです。

次に、新白島駅の整備効果について説明いたします。まず、JR利用者に対する整備効果を説明いたします。

これまでJR沿線から紙屋町などの都心部に行く場合、路面電車などに乗り継ぐ必要があり、速達性及び定時性の点で課題がありました。

しかし、新白島駅の整備により、JRからアストラムラインへ乗り継ぎが可能となり、速達性及び定時性が向上します。

例えば、東方面からは、広島駅から路面電車に乗り継ぐ場合と比較して約6分、西方面からは、西広島駅から路面電車に乗り継ぐ場合と比較して約9分の時間短縮が図れると予測しています。

次に、アストラム利用者に対する整備効果を説明いたします。

これまでアストラムライン沿線からマツダスタジアムなど広島駅方面に行く場合、大町駅でJR可部線に乗り継ぐ必要があり、速達性の点で課題がありました。

しかし、新白島駅の整備により、アストラムラインからJR山陽本線への乗り継ぎが可能となり、速達性が向上します。

例えば、安東駅から広島駅までが、約12分の時間短縮が図れると予測しています。

次に、新白島駅の周辺整備について説明いたします。

今回の都市計画変更には、周辺整備は含まれていませんが、今後、事業実施にあたっては、周辺整備として駐輪場の設置、タクシー乗降場及び自家用車乗降場の設置、バス停の設置を予定しています。

次に、都市計画変更の内容について説明いたします。

まず、都市決定についての区分についてです。

今回の都市計画変更は、アストラムライン新駅及び連絡通路について行いますが、アストラムライン新駅は、さらにインフラ部とインフラ外部に区分されます。

このインフラ部とインフラ外部について説明いたします。

これは、アストラムラインの地上区間における断面図です。

インフラ部は、画面の水色の箇所、道路の一部として道路管理者が整備するものをいい、橋脚、桁、駅舎の躯体部分、階段などが該当します。

都市計画では、インフラ部を都市計画道路として決定します。

次に、インフラ外部は、画面の赤色の箇所となり、インフラ部以外の部分で交通事業者が整備するものを言い、車両、電気設備、通信設備、駅舎内装などが該当します。

都市計画では、インフラ外部を都市高速鉄道として決定します。

次に、今回の新白島駅の場合のインフラ部及びインフラ外部について説明いたします。

これは、新白島駅の断面図です。

新白島駅は、半地下構造であり、地上階が駅コンコース、地下階がプラットホームになります。インフラ部は、画面の青い箇所となり、駅舎の躯体部分、プラットホーム、階段などが該当します。

次に、インフラ外部について説明いたします。

インフラ外部は、画面の赤い箇所となり、駅舎の内装部分、電気設備、通信設備、ホーム扉が該当します。

それでは、今回の都市計画決定の区分について説明いたします。

アストラムライン新駅のインフラ外部は、都市高速鉄道として都市計画決定されており、広島市決定となります。

アストラムライン新駅のインフラ部は、都市計画道路として都市計画決定されており、広島県決定となります。

連絡通路については、都市計画道路として今回新たに都市計画決定するもので、広島市決定となります。

次に、都市計画変更の内容について説明いたします。

これは、都市高速鉄道 広島新交通 1 号線の計画図で、画面の緑色の区域が都市計画の区域になります。

今回の変更は、この区域に新白島駅の赤色の区域を追加するものです。

延長が約 1 0 0 m、面積が約 1, 1 0 0 m²となります。

これは、アストラムライン新駅の側面図です。

まず、新駅の地下階について説明いたします。

ホームの延長は、アストラムラインの車両の 6 両分にあたる約 5 2 m を確保しています。

また、画面の右側には空調や消防等の機械室を配置しています。施設規模については、他の地下駅を参考に決めています。

次に、新駅の地上階についてです。

画面の左側には電気室や通信室を配置しています。

また、画面の右側には駅務室や駅コンコース等を配置しています。

これは、新白島駅の断面図です。

都市高速鉄道として都市計画に定めるインフラ外部は、画面の赤い箇所の電気設備、機械設備、通信設備、内装、ホーム扉等が該当します。

これで、第1号議案の説明を終わります。

続きまして、第1号議案に関連のある「第3号議案 道路の変更に係る意見照会」について、先に説明いたします。本件は、広島県決定に係る案件です。

広島県が都市計画決定を行う場合、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、広島市の意見を聴くこととなっています。本案件は、都市計画道路 広島新交通1号線について、広島県が都市計画変更を行うものであり、その変更内容について意見を求められたものです。

都市計画道路 広島新交通1号線は、県庁前駅から広域公園前駅に至る延長約18.3km、幅員7mの路線であり、都市高速鉄道の変更と同様に、この路線の区域に新白島駅の区域の追加を行うものです。

これは、都市計画道路 広島新交通1号線の計画図で、画面の緑色の区域が都市計画の区域になります。

今回の変更は、都市高速鉄道の変更と同様に、この区域に新白島駅の赤色の区域を追加するものです。

延長が約100m、面積が約1,100㎡と、都市高速鉄道と同じになります。

これは、新白島駅の断面図です。

都市計画道路として都市計画に定めるインフラ部は、画面の青い箇所の駅舎の躯体部分、プラットフォーム、階段等が該当します。

以上が、広島県から広島市に意見を求められた変更内容です。本案件は、この変更内容について、広島市として「意見なし」と回答することについて、お諮りするものでございます。

これで、第3号議案の説明を終わります。

続きまして、「第2号議案 道路の変更」について説明いたします。

本件は、広島市決定に係る案件です。

本案件は、連絡通路について、都市計画道路 新白島駅連絡線として新たに都市計画決定を行うものです。

今回、第2号議案を「道路の変更」としていますのは、広島市と周辺の市町からなる広島圏都市計画区域において、既に決定されている都市計画道路網に今回の道路を追加することになるためです。

新白島駅連絡線は、延長約170m、代表幅員4mの歩行者専用道になります。

次に、連絡通路の幅員について説明いたします。

まず、国道54号の横断部です。

国道54号の横断部の断面は、画面の右側のようになります。

他のアストラムライン駅の連絡通路の幅員は2mから3m程度ですが、新白島駅は、朝のラッシュ時におけるJR新駅からの乗換え利用者に対応するため、4mの幅員としています。

次に、連絡通路の中央部について説明いたします。

これは、連絡通路の側面図です。

JR新駅が高い位置になるため、連絡通路は、階段、エスカレーター、エレベーターで接続することとしています。

エスカレーターの幅員が3.5m、階段の幅員が3mとなっています。

接続する中央部の通路の幅員は、円滑な移動のため階段とエスカレーターの幅員を合わせた6.5mの幅員としています。

次に、JR新駅北側の改札口に連絡する南北の通路については、事業費縮小の観点から、既存の歩道ボックスを活用することとしており、幅員は4mとなっています。

これは、連絡通路の完成イメージとなりますが、連絡通路のデザインについては、新駅と同様に今後コンペを行い、最終的なデザインを決定する予定です。

以上、「第2号議案 道路の変更」について御説明いたしました。

なお、都市計画の案の縦覧については、第1号、第2号及び第3号議案を同時に、本年6月24日から7月8日までの2週間行い、意見書の提出は、いずれもありませんでした。

これで、第1号議案、第2号議案、第3号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の程お願いいたします。

○藤原会長 それでは、第1号から第3号議案につきまして、御質問・御意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○福田由美子委員 公共交通が使いやすくなるというのは非常にいいことだと思います。

少し教えていただきたいのですが、最初にアストラムを整備されるときからそういう計画だったのかなあと、その流れなのでしょうか。

ちょうどあそこの真ん中に土地が用意してあったのかどうか分からないのですが、そこに駅が入るような形になっていて、都合がよくできているので、そういう元々はつなぐという構想の中でのものなのかどうかを教えてください。

○事務局（田邊都市計画課長） お手元にお配りしております議案書の後ろの方に「議案説明書」というのがございますけど、その38ページ、新白島駅の事業概要のところを御覧いただければと思います。「新白島駅の事業概要 2. 経緯」を御覧ください。

アストラムラインの計画検討を行っていた昭和60年ごろでございますが、そこに、「白島地区での結節駅新駅を断念（需給調整規制）」というところがございます。

市場における需要と供給のバランスを適切に保つため、この60年代には需給調整規制がありまして、新白島駅設置により影響を受ける交通事業者に対して合意を得る必要がございました。

しかし、アストラムラインと並行しているJR可部線への影響や国道54号を經由するバス交通への影響があり、他の交通事業者の合意を得ることが困難であったため、将来、新駅が設置可能な構造とし、新白島駅の設置を断念したものでございます。

経緯的には以上でございますが、その後、平成12年に需給調整規制が撤廃されまして、必ずしも他の交通事業者の合意が必要ではなくなりました。

また、昭和62年に国鉄がJRへ民営化され、平成14年にJRが「広島シティネットワーク構想」を発表して、公共交通機能強化のため交通結節点整備に力点を置く考え方に方針を転換したものです。

これを受けまして、先ほど説明しましたように、平成15年に「JR白島新駅設置計画協議会」が設置され、新白島駅の事業化に向けて検討開始するようになったものです。

以上でございます。

○藤原会長 その他に御質問・御意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

他にございませんようですので、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案どおり可決し、さらに、第3号議案につきましては、市が県に「意見なし」と回答することについて、「異議なし」と市長へ答申することにしてよろしいでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案どおり可決いたします。

また、第3号議案につきましては、「異議なし」と市長へ答申することにいたします。ありがとうございます。

続きまして、第4号議案に移ります。4号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（田邊都市計画課長） それでは、第4号議案の「広島市の都市計画に関する基本的な方針 広島市都市計画マスタープラン」の改定について、御説明いたします。

ここから着席して説明させていただきます。

本案件は都市計画決定事項ではございませんが、改定内容について継続的に御審議をいただき、最終的に答申をいただいたうえで改定を行いたいと考えております。

今回は、骨子案について御意見を伺います。

なお、改定手続につきましては、後ほど御説明の中で申し上げます。

はじめに、お手元の資料を御確認いただきたいと思います。

まず、資料6としまして、標題が「広島市の都市計画に関する基本的な方針（広島市都市計画マスタープラン）の改定について」、A4版のものが1部、「資料7 別紙」とあるA3版のものが1部です。

冊子としまして、薄い緑色の表紙、「広島市の都市計画に関する基本的な方針」が1冊。これは、平成13年（2001年）に策定した現行の計画でございます。

それから薄い灰色の表紙、「広島市基本構想 第5次基本計画」が1冊、「広島市基本構想」が1冊、「広島市第5次基本計画 概要版」が1冊、以上でございますが、資料の方は、お手元の方でございますでしょうか。

それでは、資料に基づいて御説明をさせていただきます。

まず資料6、「広島市の都市計画に関する基本的な方針の改定について」を御覧ください。

資料6は、全部で3ページでございます。

1ページを御覧下さい。

1の「目的」から御説明申し上げます。

本市では、都市計画法に基づき、「広島市の都市計画に関する基本的な方針 広島市都市計画マスタープラン」、以後の説明におきましては、「都市計画マスタープラン」と略させていただきます、を平成13年（2001年）に策定しております。

その目標年次が平成22年（2010年）であることから、人口減少社会の到来や環境問題など都市計画上の課題に対応しつつ、都市の将来像の実現に向けた土地利用・都市施設等に関する総合的な指針となるよう改定を行うものでございます。

2の「都市計画マスタープランの概要」でございます。

「(1) 役割」、都市計画マスタープランの役割は、大きく2つございます。

一つは、広島市の都市像である国際平和文化都市を具現していくため、都市計画の視点から将来像を明らかにし、都市づくりを進めるうえでの総合的な指針となります。

また、地域の特性を生かし、市民と一体となったまちづくりを進めるための指針となります。

「(2) 位置づけ」でございます。

都市計画マスタープランの位置づけ、関連計画との関係を御説明いたします。

都市計画マスタープランは、本市の基本構想及び基本計画に即して定める部門計画です。基本構想に即することは都市計画法に規定されております。

また、県が定める都市計画の指針である「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」に即して定めます。都市計画区域マスタープランに即することにつきましても都市計画法に規定されております。

ちなみに、広島圏都市計画区域とは、本市並びに大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び呉市の4市4町に広がる都市圏を対象とした都市計画区域です。

本市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即して定めることとされており、都市整備に関する事業は、都市計画マスタープランに示された方針に沿って実施されます。

資料の2ページを御覧ください。

「3 改定」についての基本的な考え方、「(1) 基本的な考え方案」でございます。

改定にあたっての基本的な考え方は、ア 計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

イ 改定は、昨年10月に市議会の議決をいただきました広島市基本構想及び基本計画の改定内容を反映させます。

構成は、今回改定であることから、原則として現行計画を踏襲します。

計画は、全体構想と区の構想からなり、全体及び区のそれぞれにつきまして、「将来像と基本姿勢」、「土地利用の方針」、「都市施設の整備方針」、「都市環境形成の方針」、「都市景観形成の方針」、「都市防災の方針」、「市街地などの整備・保全の方針」を定めます。

区の計画におきましては、「将来像と基本姿勢」に当たる部分を「都市整備の課題と目標」としております。

「(2) 改定の主なポイント案」でございます。

広島市基本構想に挙げられた課題などを参考として御覧いただくため、お手元の冊子「広島市基本構想 第5次基本計画」の12ページをお開きください。

12ページ右側の上段に「大局的な課題」がございます。

「大局的な課題」では、我々を取り巻く大局的な課題として、冒頭の部分ですが、「核兵器のない世界の実現」。中ほどになりますが、「地球温暖化や石油供給量の減少、市場経済のグローバル化などがもたらす影響への対応」。少し下の方になりますが、「人口減少社会、高齢社会への対応」などを挙げております。

そして、12ページ右側の中段に「課題解決のための指針」がございます。

この「課題解決のための指針」では、今後の都市づくりを考える重要な視点として、4、5行目に当たりますが、「パートナーシップの構築」、そして、13ページの左側の上段中ほどの方に「パラダイムの転換」を挙げております。

パートナーシップとは対等な協調関係、パラダイムとは物の見方や考え方を支配する概念的な枠組みを意味します。

13ページの「都市づくりの方向」では、本市の都市アイデンティティのもと、「世界のモデル都市」を目指すとしております。

なお、11ページに、一つ前に戻っていただきますと広島市基本構想の構成がございます。「第1 都市像と都市づくりの理念」に、「課題解決のための指針、都市づくりの方向」が示されております。

こうした視点と都市計画に係る課題を踏まえ、改定の主なポイントは大きく3項目考え

ております。

もう一度資料6に戻っていただきまして2ページの中段でございます。「(2) 改定の主なポイント案」を御覧ください。

1項目は、アとして、「バランスのとれた有機的都市構造の形成への取組」です。

バランスのとれた有機的都市構造とは、本市の基本構想及び基本計画に示されているもので、人口減少、高齢化及び市場経済の高い成長が見込まれない状況の中、拡大を基調とした都市づくりからの転換を図ろうとするものです。そのための土地利用の方針及び都市構造図を示します。

2項目は、イとして、「環境負荷低減への取組」です。

現行計画の策定ののち、社会的な要請の高まりを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「循環型社会形成推進基本法」が施行されました。

これらに基づく施策の推進を図り、持続的発展が可能な都市の実現と地球環境の保全に貢献していく姿勢を明確にするため、環境への負荷の低減による良好な都市環境形成の方針を示します。

3項目は、ウとして、「都市景観形成への取組」です。

良好な景観を求める意識は一層高まっており、現行計画の策定ののち、「景観法」が施行されるなど、制度の充実が図られています。これらの制度の充実を活用するとともに、市民・事業者などと市のパートナーシップによる取組の視点を加えて都市景観形成の方針を示します。

「4 スケジュール」について、「(1) 策定手続案」でございます。

アとして、都市計画マスタープランの策定手続につきましては、都市計画法に規定はございませんが、本市の基本構想及び基本計画の部門計画であり、都市計画・都市整備全般に関する上位計画として位置づけられることから、本審議会に諮問し、骨子案、素案、案の各段階での御審議いただき、答申をいただきたいと思いますと考えております。

イとして、市民の皆様の御意見をお聞きし、適切に反映させるため、素案の段階で公表し、御意見を募りたいと考えております。

資料の3ページを御覧ください。

「(2) スケジュール案」でございます。

改定までのスケジュールでございますが、本日御審議いただく「骨子案」、次いで「素案」、「案」と順に作成し、本年度末の改定を目標としております。この間、庁内の関係部局や

国・県の関係機関との調整を継続して行います。

本日の「骨子案」の御審議の結果を踏まえ、「骨子案」に肉付けした「素案」を作成し、次回11月ごろの都市計画審議会で「素案」を御審議いただき、その後、12月ごろ「素案」を公表し、市民の皆様の御意見を募集したいと考えております。

意見内容を適切に反映させて「案」を作成し、2月ごろの都市計画審議会でご意見をいただきたいと考えております。

「5 改定の骨子案」につきましては、「資料7 別紙」、A3の資料でございますが、これにて現行計画と改定案を対照するかたちでお示ししております。

それでは、お手元の横使いの資料、「資料7 別紙」を御覧ください。

資料は、全部で11ページでございます。

改定骨子案につきまして、御説明いたします。

都市計画マスタープランは3章構成で、「第1章 はじめに」、「第2章 全体構想」、「第3章 区の構想」からなっておりますが、1ページ、「第1章 はじめに」から御説明いたします。

一番左側の欄が現行計画、真ん中の欄が改定骨子案、右側の欄が変更箇所の考え方などを示した備考欄です。

「はじめに」では、「1 都市計画マスタープラン策定の目的」、「2 都市計画マスタープランの役割と位置づけ」、「3 目標年次」、「4 対象地域」、「5 活用と実現に向けた取組」を示しております。

この度が初めての改定でございますので、改定骨子案では、「改定に当たって」を追加します。

また、都市計画法の改正に伴い、都市計画区域マスタープランの名称を「広島圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」から「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」へ変更します。

計画期間を平成32年度（2020年度）までとします。

1ページにつきましては、以上でございます。

別紙資料の2ページを御覧ください。

第2章は全体構想です。

全体構想は七つの節からなっております。最初の節では、「将来像」、「基本姿勢と施策の方針」を示しております。

「将来像」、「基本姿勢及び施策の方針」は、昨年10月に議決いただきました「基本構想及び基本計画の都市計画・都市整備に関する内容」に即して定めるよう考えております。

「将来像」は、現行計画を引き継いで「国際平和文化都市」としております。

基本構想に「都市像と都市づくり」の理念が示されております。「基本構想・第5次基本計画」の冊子の12ページを御覧ください。

左側に「都市像とこれまでの取組」、中ほどに原爆ドームの写真がございますが、その写真のすぐ下側の部分を御覧ください。

ここで、「広島市の都市像は『国際平和文化都市』である。」としていることから、都市計画マスタープランにおきましても、将来像として引き続き設定しております。

再び、別紙資料の2ページ中段を御覧ください。

「基本姿勢と施策の方針」は、都市計画マスタープラン2章、全体構想3章の内容に通底する基本となるものでございます。この体系により、平和記念都市の理念を踏まえつつ、基本構想の「都市づくりの方向」に示されております「世界のモデル都市」を目指します。

基本姿勢は、「核兵器廃絶と世界恒久平和を実現する都市づくり」、「環境と人とのパートナーシップを構築する都市づくり」、「健康でいきいきと暮らせる都市づくり」、「創造力と活力に満ちた都市づくり」の4項目としております。

これは、基本構想・基本計画の冊子でございますが、14ページ以降の「施策の構想」から、都市計画・都市整備に関係のあるこの四項目を都市計画マスタープランの基本姿勢としております。

基本姿勢に対応する施策の方針でございます。

「被爆体験の継承・伝承を図る都市」その他合わせて11項目としております。

基本計画と基本構想の冊子、表紙から3ページをめくっていただきたいと思っております。3ページに目次のページがございます。

目次の左側のページ、右側の段から「第2部 分野別計画」として項目が一覧で並んでおります。これらの節レベルから、都市計画・都市整備に関係のある11のものを都市計画マスタープランの施策方針として示しております。

別紙資料の2ページの施策方針11項目を読み上げます。

まず最初、被爆体験の継承・伝承を図る都市の形成。

2番目、地球温暖化エネルギー対策を推進する都市の形成。

3番目、良好な環境を持続させる都市の形成。

4 番目、災害に強い都市の形成。

5 番目、安全で安心な都市の形成。

6 番目、快適な生活環境を備えた都市の形成。

7 番目、活力とにぎわいを生みだす都市の形成。

8 番目、潤いのある整った市街地の形成。

9 番目、都市内交通体系と広域交通機能が充実した都市の形成。

10 番目、バランスのとれた有機的都市構造の形成。

そして、最後に、豊かで魅力的な里ライフを創造する都市の形成でございます。

2 ページにつきましては、以上でございます。

資料の 3 ページを御覧ください。

3 ページ以降の資料では、方針の基本となる事項を四角じるし（□）で示し、その下に項目を示しております。

全体構想の二つ目の節では、土地利用の方針を示しております。

土地利用の方針の基本は、改定の主なポイントでも御説明しましたとおり、有機的な都市構造の形成の視点を加え、「合理的な土地利用」、「広域的な交流・連携の視点及びバランスのとれた有機的都市構造の形成の視点に立った土地利用」、「地域特性に応じた土地利用」としております。

有機的な都市構造に関する記述は、基本構想・基本計画の冊子の 15 ページ及び 57 ページに示されておりますが、57 ページの方をお開きいただきたいと思っております。

57 ページの左側、「現状と課題」の中ほどにおきまして、「人口減少、高齢化及び市場経済の高い成長が見込まれない状況の中、拡大を基調とした都市づくりからの転換を図る」とされております。

これを都市計画の視点から、都市計画マスタープランでは、別紙の 3 ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、交通施設との整合を図りながら都心における都市機能の集積を促進するとともに、拠点地区の機能強化を図る土地利用を進めます。

別紙資料の 4 ページを御覧ください。

4 ページには、この有機的都市構造、32 年度までの都市整備の状況を踏まえた都市構造として図を示しております。

現行計画との変更箇所を備考欄で説明しております。

参考に、現行計画における都市構造との比較のため、お手元の薄緑色の冊子、「広島市の

都市計画に関する基本的な方針」の冊子の6ページを併せて御覧ください。

対比をしながら見ていただきたいと思います。まず変更点でございます。

基本計画では、拠点地区の名称が一部変わっておりますので、それに即して変更をしております。

具体的には、「西部商工センター」を「井口・商工センター」に、「己斐・福島・天満」を「西広島駅周辺」に、「宇品・出島」を「宇品」に、「大町・古市」を「大町」と「古市」に、「広島インターチェンジ周辺」を「緑井」に、「海田・船越」を「船越」に変更しております。

なお、現行計画では、「段原・皆実」を拠点の一つとして挙げておりますが、基本計画に即して「都心」のエリアに含むこととしております。また、同様に、広島駅周辺を「新都心成長点」としております。

また、基本計画では、拠点地区に階層分けの設定がありませんが、都市計画の視点から、現行計画と同様に、広域的なものと地域的なものに区分しております。

具体的には、広域的な拠点は、オレンジ色の円で描かれておりますが、都心の機能を補完するものとして、西から「井口・商工センター」、「西風新都」、「宇品」、「緑井」の4地区です。

「井口・商工センター」としましては、流通機能、商業機能。「西風新都」は「住み、働き、学び、憩う」という複合機能を備えた新たな都市拠点。「宇品」は、港湾、流通機能、交流拠点機能。「緑井」は、広島インターチェンジと連携した商業、業務機能ということでございます。

また、地域的な拠点は黄色の円で描かれておりますが、総合的な生活サービス拠点として、西から「五日市」、「西広島駅周辺」、「横川」、「古市」、「大町」、「可部」、「高陽」、「船越」の8地区です。

都心及び拠点地区の有機的な連携を図るために、これらを結ぶ2種類の都市軸を設定しております。

都市軸とは、都心や拠点地区を結ぶ主要な交通基盤に沿って連続する空間で、一つは、土地利用の重点化を図る「機能集積軸」、もう一つは、人や物の流れによる連携を示す「機能連携軸」です。

こうした都心・拠点地区と都市軸の設定により、都市計画の視点から都市全体の構造を明らかにし、土地利用の基本的な方針を即地的に示すことを考えております。

機能連携軸の設定に当たりましては、西風新都と五日市間を新たに設定しております。

都市軸のベースとなる交通基盤・交通施設につきましては、この7月に策定した「広島市総合交通戦略」を踏まえて整理いたします。

この戦略を踏まえまして、新交通ネットワーク アストラムラインの東西線・南北線の計画及び発展方向図を削除いたします。

また、当面、平成29年度までに全通の計画がない中筋温品線、これは、広島駅から温品経由で大町方面を結ぶルートの大部分をなすものですが、これを機能連携軸から削除いたします。

さらに、拡大を基調とした都市づくりのイメージを示しておりました白い矢印、外方向への白い矢印でございますが、西風新都、宇品のところ、高陽、可部から出ておりましたものを削除いたします。

3、4ページにつきましては、以上でございます。

5ページを御覧ください。

全体構想の三番目の節では、都市施設の整備方針を示しております。

都市施設の整備方針におきましても、土地利用の方針と同様に「バランスのとれた有機的都市構造」の形成を図ることを示しております。

また、火葬場に関する項目を新たに追加しております。これは、安佐南区の新火葬場の整備に係るものでございます。

5ページにつきましては、以上でございます。

6ページを御覧ください。

全体構想の四番目の節では、「都市環境形成の方針」として、自然環境・都市環境・環境への負荷低減について示しております。

この節では、現行計画から若干構成を変更し、自然環境保全の方針と環境負荷低減に関する事項を併せて、次の7ページの「環境への負荷の低減による良好な都市環境形成の方針」として独立した項目としております。

都市環境形成の方針におきましては、基本構想のキーワードである「パートナーシップ」の観点を反映して語句を変更しております。

資料の7ページを御覧ください。

地域資源を活かした都市環境の形成におきましては、水とふれあえる環境を象徴する語句として「水の都ひろしま」としております。

また、バリアフリー化、防犯などは、今後の都市づくりにおいても大切な取組でございますが、基本計画に即して「安全・安心」という語句を用いた項目としております。

中段からは環境への負荷の低減による良好な都市環境形成の方針でございますが、先ほど、改定の主なポイントの御説明でも申し上げましたが、現行計画の策定ののち、社会的な要請の高まりを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「循環型社会形成推進基本法」が施行されました。

これらに基づく施策の推進を図り、持続的発展が可能な都市の実現と地球環境の保全に貢献していく姿勢を明確にするため、自然環境保全の方針と併せ、環境への負荷の低減による良好な都市環境形成の方針を示しております。

6 ページ、7 ページにつきましては、以上でございます。

8 ページを御覧ください。

全体構想の五番目の節では都市景観形成の方針を示しております。

良好な景観形成の取組の必要性は、ますます高まっており、先ほど改定の主なポイントの御説明でも申し上げましたが、現行計画の策定ののち「景観法」が施行されるなど制度の充実が図られています。

これらの制度の充実を活用するとともに、市民・事業者などと市のパートナーシップによる取組の視点を加えた内容を示しております。

平成20年に、景観法に基づき「広島市景観形成基本計画」を策定しております。素案の作成にあたりましては、この計画との整合を図りながら取組の方針を示したいと考えております。

8 ページにつきましては、以上でございます。

9 ページを御覧ください。

全体構想の六番目の節でございますが、都市防災の方針を示しております。

基本的には現行計画の構成を引き継ぎますが、基本計画に即して、道路施設の防災対策や河川構造物の耐震性の向上に関する事項として、「公共施設の安全化」の項目を新たに追加しております。

9 ページにつきましては、以上でございます。

10 ページを御覧ください。

全体構想の最後の節でございます。市街地などの整備・保全の方針を示しております。

市街地などの整備・保全の方針におきましては、土地利用の方針及び都市施設整備の方

針と同様に、「バランスのとれた有機的都市構造の形成を図ること」を示しております。

また、地区別の整備方針につきましては、都心や拠点地区などで計画される都市整備の内容をお示しします。

10ページにつきましては、以上でございます。

最後のページ、11ページを御覧ください。

第3章は、区の構想、区の都市整備の方針でございます。

区の構想は、現行計画の構成を引き継ぎ、「都市整備の主要課題」、「都市整備の目標」、そして、「都市整備の方針」という節とこれらを図に示した「区の整備構成図」からなっております。

以上が説明でございます。

なお、本案件でございますが、今回初めての説明でもあります。

また、本日配布しました関連資料、基本計画、基本構想と関連資料も多いことから、御意見・御質問につきましては、本日の審議会のみでなく、今後も随時お受けいたしたいと考えております。メール又はお電話にて、事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

その御意見等を反映して素案づくりを進めるとともに、次回の審議会において素案を御審議いただく際、併せて御説明させていただきたいと考えています。

これで、第4号議案の説明を終わらせていただきます。

○藤原会長 それでは、ただ今御説明いただきました第4号議案につきまして、御質問・御意見等ございましたら、お願いいたします。

○生田委員 少し確認をさせていただきたいのですが、都市計画マスタープランの位置づけとか役割のところなのですが、役割で二つほど書いてありますけれども、下のイの方の「地域の特性を生かし、市民と一体となったまちづくりを進めるための指針をつくる」ということなのですが、いわゆる市民意見を聞きながら都市計画の将来の姿を、意見集約をしていこうという趣旨だと思うのですが、具体的にはどういう手順を経てそれをやり遂げようとするのかというところを聞きたいのですが。

○事務局（田邊都市計画課長） まちづくりを実際に進めていくための取組の手順でござ

いますが、広島市では、この都市計画マスタープランとは、また別に「広島市のまちづくり要綱」を定めておきまして、まちづくり協議会などのまちづくり活動と一体となった活動を進めております。

要綱では、まちづくりの出前講座の実施やアドバイザー・コンサルタントの派遣及び活動費の助成について定めております。

これは、市民の皆様と市のパートナーシップの構築の観点から重要な取組であると考えておきまして、こういったまちづくりのための取組を継続していきたいと思っております。

また、都市計画法に関するものとしましては、平成15年から都市計画提案制度が施行されておきまして、その都市計画提案制度を活用した地区計画等、まちづくりの取組を進めてまいれたら、というふうに考えております。

以上でございます。

○藤原会長 その他に御質問・御意見等、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○平木委員 初めてなので、ちょっとよくわからないのですが、広島が国際平和文化都市というのは、もうずっと長年聞いてきているのですが、では、国際都市とはどういう都市なのだろうということを常々個人的に思っていたことなのですが、今回の改定骨子案の中を見ても、基本姿勢・施策の方針を見ても、その国際平和文化都市というのはある程度具体化されてきているのかなと思うのですが、国際都市といったところが、何かスッポリ抜け落ちているような気がします。

何か国際都市といったものを目指すという方向性で、何か具体的な形でここに言葉が入ってきたらもっとすばらしいのではないかなあと、今、ザッと感じたところですが。

○事務局（田邊都市計画課長） 平和都市が都市像ということで掲げておきますが、基本的に本市におきましては、広島を訪れた人が広島という都市を見て、また、広島で様々な経験することなどにより、幅広い意味での平和を実感していただけるような都市。直接的及び間接的に幅広い意味での平和を実感していただけるような都市の実現を目指しております。

今回のマスタープランにおきましては、これを実現していくために、都市計画・都市整

備の分野における取組の体系を都市計画マスタープランの別紙2の基本姿勢、施策の方針に示してありまして、それらをすることによって、市民生活の安全・安心の確保、文化的で活気ある都市などの創造に取り組んでいく。

平和のことを考えながら一つひとつの取組の中で世界のモデル都市を目指していくという基本的な考え方の下にこのマスタープランを策定していきたいと考えております。

○事務局（佐名田都市計画担当部長） 今の説明は、世界のモデル都市を目指すと、そういった切り口からのお答えをさせていただきましたけれども、確かに国際的な観点というのが都市計画・都市整備の分野においてこういった表現をするのが最も適切かというところがあるかと思います。

都市計画サイドとすれば、表現が今まで十分ではなかったという点があるかと思いますが、今後、素案を策定していくに当たりまして、その点どのような対応が可能か検討させていただきます。次回また説明させていただければというふうに思います。

○藤原会長 平木委員、よろしいですか。

○平木委員 はい。

○藤原会長 その他にいかがでしょうか。

○三浦委員 今説明された2ページの全体構想の将来像と基本姿勢という部分なのですが、基本姿勢として四項目が挙げてありました。

元々、それが基本構想のところの第2の施策の構想に即した変更となっているのですが、照らし合わせてみると、言葉として残っているものとそうでないものがあるのですが、それは、ある程度選択をされて選ばれたということなのでしょうか。

○事務局（田邊都市計画課長） 説明の中でも若干申し上げましたが、目次のところの節の部分から都市計画・都市整備に係る部分を拾い上げた、一応、都市計画と整備に係る部分を一応全部拾い上げた、結果的に、この11項目が施策として挙げられたということでございます。

基本方針の方でいいますと、11ページになるのですけれども、「広島市基本構想の構成」というところを見ていただきたいのですが。

第2に「施策の構想」という、少し下側のところがございますが、この中から両括弧の項目の中で関連があるのを拾い上げたということで、「1. 広島の持つ平和の求心力を生かした都市づくり」の中から、「(1) 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現」が一つ。

その次の「(2) 環境と人とのパートナーシップ」の構築が一つ。

2の「(3) 健康でいきいきと暮らせる都市環境の創出」からピックアップですね。

次に、「(4) 創造力と活力に満ちた都市づくり」の中からピックアップと、この4項目を関連項目としてピックアップしたという考え方でございます。

以上でございます。

○三浦委員 といいますのは、他の部分も多少加味をしつつ、政策の方針はあると思った方がいいですか。まったくないわけではないということですね。基本的にはそれらのものを選んだうえで、他のところでも関連するものは盛り込んでいくというふうに見たらよろしいのですか。

○事務局（田邊都市計画課長） その通りでございます。

まず、直接関係のある具体のところを大きな方針として今回ピックアップさせていただいて、実際には、このマスタープランの素案は、土地利用とか、都市施設とか、それぞれの整備の、施設の分野、市街地の分野とか、それぞれの分野にまたがってプランを作成していきますので、例えば、その中で、まちづくり関係、地域のまちづくり関係の項目とか関連のある項目は拾い上げていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○藤原会長 他にございますでしょうか。

いろいろ御意見・御質問等もございませうから、改めましてこの場でなくても、逐次、随時、受け付けられるということですので、委員の方々におかれましては、もし御質問あるいは不明な点等ございましたら、事務局の方にお寄せいただけたらというふうに思います。

それでは、ここの第4号議案につきましては、本日のところは、これで議論を終了させ

ていただきたいというふう存じます。

事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（田邊都市計画課長） 今日、お手元にたくさんの資料をお配りしておりますが、その資料をお持ち帰りいただいても結構ですが、次回の審議会の際には御持参いただきますようお願いしたいと思います。

また、大変かさばりまして申し訳ございませんが、御自宅等への郵送を御希望の方は、一旦お預かりいたします。

また、既に資料をお持ちの方もいらっしゃると思います。それは事務局でお預かりいたしますので、そのまま置いていただければ、次回の審議会のときにまたこの場にお持ちするという形を取らせていただければと思います。

以上でございます。

○藤原会長 以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

本日は大変お忙しい中、また、暑い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。